

令和3年6月  
令和3年第5回栃木市議会臨時会  
議案書及び議案説明書

栃 木 市

番 号

件

名

議案第87号	令和3年度栃木市一般会計補正予算（第3号）	別冊
議案第88号	栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	1

栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 6 月 28 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市手数料条例の一部を改正する条例

栃木市手数料条例（平成22年栃木市条例第68号）の一部を次のように改正する。

別表第1中20の項を削り、21の項を20の項とし、22の項から40の項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

(市民生活課)

議案第 88 号

## 栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

### 提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市手数料条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

### ◎改正の概要

個人番号カードの再交付に係る手数料を削ること。(別表第1関係)

### [参照条文]

地方自治法抜粋

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (1) 条例を設け又は改廃すること。
- (2) 以下略

議案第 88 号 (市民生活課)

栃木市手数料条例の一部を改正する条例

現 行

別表第 1

手数料を徴収する事項	手数料の金額
1～19 略	略
20 個人番号カードの再交付	1件につき 800円
21～40 略	略

改 正 案

別表第1

手数料を徴収する事項	手数料の金額
1～19 略	略
20～39 略	略

## 栃木市民憲章

栃木市は、豊かな自然に恵まれ、栃木県名発祥の地として、歴史と文化が息づくまちです。

わたしたちは、この美しいふるさとに誇りと愛着をもち、誰もが住みよい平和で豊かな未来をつくるため、この憲章を定め行動します。

- 1 笑顔であいさつを交わし、相手を思いやります
- 1 自然と伝統を大切にし、美しい環境をつくります
- 1 交通安全や防災を心がけ、互いに助け合います
- 1 健やかなからだをつくり、生きがいをもって働きます
- 1 広い視野で多くを学び、まちづくりに参加します

令和2年10月10日

栃木県栃木市

